

「新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業（障害分）」
申請マニュアル（**県直接申請**）
～障害福祉サービス施設・事業所等～

Ver 1 10.01

申請書の提出先及び問合せ先

申請手続きに関する申請書の提出先・御質問等は以下コールセンターで対応します。

○**埼玉県新型コロナウイルス感染症 障害福祉慰労金・支援金コールセンター**

・郵便番号 211-0044

・住所 神奈川県川崎市中原区新城5-10-6 新堀ギタービル新城202

・電話番号 **0120-510-442**

(受付時間 平日の9時から17時30分)

・電子メール info@saitamasyogai-kyufu.com

※ 慰労金について、20万円を支給する対象者がいる場合、申請する前に
コールセンターに連絡してください。

目次

1. 交付申請の手続き	1
1.1 申請方法・申請受付期間の確認.....	1
(1) 申請方法	1
(2) 申請受付期間について	2
(3) 慰労金の給付について	2
1.2 申請書等の入手	3
1.3 入力から申請までの手順.....	3
1.4 申請書等の提出（エクセルファイル）	16
2. 助成金等の交付決定、振込み	16
2.1 交付決定	16
2.2 助成金等の振込み.....	17
3. 精算手続き・証拠書類の保管	17
3.1 精算手続き（概算額での申請の場合）	17
3.2 証拠書類の保管	17
4. お問い合わせ	18
5. パンフレット	18
6. Q & A	19

1. 交付申請の手続き

1.1 申請方法・申請受付期間の確認

(1) 申請方法

・ 障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設等」という。）のうち、県に直接申請の対象となる施設等においては、申請書等に必要事項を記載の上、①郵送によりコールセンターに申請してください。②その後、コールセンターから E メールが送信されますので、申請書の電子ファイルを添付の上、返信してください。

・ なお、本事業の助成金や慰労金（以下「助成金等」という。）は、施設等ごとの申請のほか、同一法人の異なる事業所番号の事業所や同一事業所番号で複数のサービスを行う事業所（いずれも同一県内のものに限る。）の申請を取りまとめて申請すること（以下「法人一括申請」という。）が可能です。なお、法人一括申請の場合、助成金等は代表の事業所に支払われます。

・ 施設等の申請は、原則として、各施設等で1回を想定していますが、追加申請が必要な場合には上限額の範囲内で複数回申請することも可能です。

<県に直接申請の対象>

- ・ 国保連に登録されている口座が債権譲渡されている又は差押えされている施設等からの助成金等の申請
- ・ 国保連に対して報酬請求を行っていない施設等や地域生活支援事業所からの助成金等の申請
- ・ 国立・公立の施設等で適当な勘定項目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない事業所等に勤務する職員からの慰労金の申請
 - ➡ 「退職者等の個人申請マニュアル」を参照ください。
- ・ 退職者等については最後に所属していた施設等での申請を考えているが、連絡先を把握できない場合など、一括して申請を行うことができない職員からの慰労金の申請
 - ➡ 「退職者等の個人申請マニュアル」を参照ください。

※ 障害福祉サービス等報酬を各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求可能な施設等においては、申請書等に必要事項を記載の上、国保連の「電子請求受付システム」によりインターネット申請してください。

(2) 申請受付期間について

- ・ 当該受付期間におけるコールセンターの営業時間内に到着した分について、コールセンターでのチェック後、県の審査・交付決定を経て、原則として、翌月末までに県から各施設等に対し、助成金等が支払われます。

(初 回) 10月1日から30日

(11月以降) 毎月1日から末日まで

- ・ 本事業は令和2年度予算による事業であるため、年度内執行の制約上、受付は、令和3年1月29日までの申請受付分(2月末支払)が最終となります。
- ・ 慰労金については、令和2年11月30日までの申請受付分(12月末支払)が最終となります。

(3) 慰労金の給付について

- ・ 慰労金について、支給対象者は勤務先(派遣、業務委託職員については、対象となる障害福祉サービス施設・事業所等。以下同じ。)に代理請求・受領委任状を提出し、勤務先が受給希望者を取りまとめの上で申請します。
- ・ 支給対象者のうち離職等により現に従事していない方については、原則として、当時従事していた勤務先を通じて申請します。
- ・ なお、勤務先を通じた申請が困難な場合は、個人で県に直接申請することも可能です。個別申請を行う者については、過去在籍していた施設等における勤務期間等の証明を取得した上で県に申請いただきます。
- ・ 国立・公立の施設等で代理受領が行えない事業所等に勤務する職員への慰労金は、事業所(又は各自治体)で各職員の交付申請書を取りまとめの上、県コールセンターに郵送してください。慰労金は、県から各職員の口座に直接入金されます。

1.2 申請書等の入手

- ・ 申請書等を以下のホームページからダウンロードしてください。
- ・ また、慰労金の申請に当たっては、職員等より「慰労金代理請求・受領申請書（職員用）」の提出を受ける必要がありますので、こちらもダウンロードしてください。
- ・ なお、慰労金代理請求・受領申請書（職員用）は、申請する際には送付いただく必要はありません。

○埼玉県ホームページ：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/jigyoushamukeosirase/020728.html>

<申請書等の構成>

- i 申請書【法人単位で1枚】※1
- ii 様式1 事業所・施設別申請額一覧【法人単位で1枚】※1
- iii 様式2 事業実施計画書【事業所ごとに1枚】
- iv 様式3 障害福祉慰労金受給職員表【法人単位で1枚】※2
- v 様式4 口座振替依頼書【法人単位で1枚】

※1 複数の都道府県に事業所を有する法人の場合は、都道府県単位でとりまとめを行うこと

※2 法人単位でとりまとめ、法人における全ての慰労金受給者の情報を一覧として下さい。

注 当該様式の記載情報を元に支払を行うシステムとなっているため、施設等において、本マニュアルにない変更・加工をしないで下さい。

1.3 入力から申請までの手順

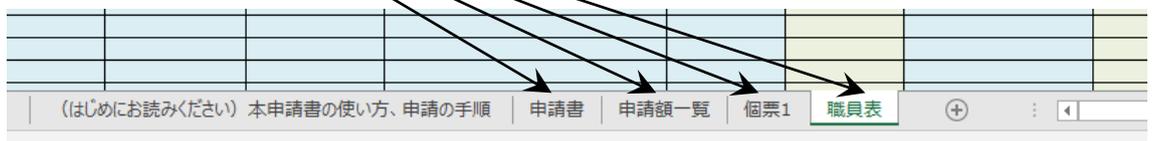
次のページの表の作業フローに従い、申請書等へ入力を行います。同一法人で県内に複数の施設等を有する場合は施設等（法人本部）が各施設等の様式を取りまとめて、県に申請を行います。

<作業フロー>

手順	施設・事業所等（法人本部）の作業	各事業所の作業
1	本 Excel を各事業所に配布し、以下の様式への記入を依頼 ・様式 2（個票） ・様式 3（職員表）	入力ルール ・水色セル：必要情報を直接入力 ・緑色セル：プルダウンから選択 ・橙色セル：自動入力（計算式が入力されているため変更不可）
2		以下の作業を行った上で、事業者（法人本部）へ返送 【様式 1（申請額一覧）】 ・セルは他シートから自動入力 【様式 2（個票）】 ・必要情報を入力。一部自動入力欄あり 【様式 3（職員表）】 ・従事者から、慰労金代理請求・受領委任状を受領し、様式 3 に取りまとめ(青色及び緑色のセルに入力。一部自動入力あり)
3	各事業所の個票のシートを 1 つの Excel ファイルに集約し、個票シート名を「個票●」（●は 1 からの通し番号）に修正	
4	各事業所の様式 3（職員表）を法人単位で一覧表として取りまとめ兼務する複数の障害福祉サービス施設・事業所等から重複して申請している者がいないかを確認 ※氏名（漢字、カナ）、生年月日が一致する者がいる場合、「重複申請者確認用」欄に「可」と表示されません。 ※記入欄が不足する場合は、6 行目～85 行目を行ごとコピーし、86 行目に右クリック→「コピーしたセルの挿入」で挿入。	
5	様式 2（個票）の内容が、様式 1（申請額一覧）に正しく反映されていることを確認 ※15 事業所以上ある場合には 6 行目～15 行目を行ごとコピーし、16 行目に右クリック→「コピーしたセルの挿入」で挿入すること。	
6	・申請書に、申請者の法人名、代表者名、日付及び担当者名を入力 ・様式 4（口座振替依頼書）を記入し、振込先口座の通帳の見開き部分の写しを添付 ・簡易書留にて、コールセンターに申請書を郵送	
7	・コールセンターから E メールが送信されたら、Excel ファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更し、申請書データを E メールに添付しコールセンターに返信	



申請書ファイルの中のシート別に、申請書、様式 1（申請額一覧）、様式 2（個票）、様式 3（職員表）が入っています。



申請書（手順6）

事業所で記載が必要な項目

自動的に出力される項目

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- 障害福祉慰労金事業 千円
- 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） 千円
- 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） 千円
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 千円
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業 千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

○申請額と内訳は、個票の情報をもとに自動的に入力されます

- 申請日、申請先、申請者、申請内容に関する問い合わせ先を入力します。
- 押印は不要です。

【申請内容に関する問い合わせ先】

署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	— —
	e-mail	
	郵便番号	〒
	住所	
	ファクシミリ番号	— —

様式1 事業所・施設別申請額一覧（手順5）

（様式1）事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	補助予定額(千円)					審査結果	
							障害福祉慰労金	20万円対象者の有無	感染対策費用助成事業 (多機能型居室を除く)	感染対策費用助成事業 (多機能型居室に限る)	個別再開支援助成事業		再開環境整備助成事業
1													
2													
3													
4													
5													

- 国保連からの支払は様式1の情報をもとに事業所番号単位で行われます。
- 個票の情報が別添に自動的に入力され、別添の情報を事業所番号単位で集計し、様式1に自動入力されます。
- 個票の枚数と別添の事業所数が一致しない場合、Excelの欄外にエラー表示がされます。個票名などに誤りがいないか確認して下さい。

- 「審査結果」は都道府県が使用する項目なので、入力・変更しないで下さい。

【様式1の記入例】

(様式1)事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	補助予定額(千円)						審査結果	
							障害福祉慰労金	20万円対象者の有無	感染対策費用助成事業(多機能型居室を除く。)	感染対策費用助成事業(多機能型居室に限る。)	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業		合計
1	生活介護たかさご	1199000001	生活介護	048-830-0000	埼玉県さいたま市浦和区高砂0-0-0	社会福祉法人〇〇会	151						151	
2	就労サポートあおき	1199000002	就労継続支援B型	048-830-0000	埼玉県川口市青木0-0-0	社会福祉法人〇〇会	151						151	
3														
4														

様式1については「通帳(見開き)写し」欄を除いて、様式2のデータから自動表示されるため、直接入力する欄はありません。

様式1については、様式2のデータから自動表示されるため、直接入力する欄はありません。



※この欄に「○」が表示されない場合、本表の事業所数と個票の枚数が一致していません。個票のシート名に誤りが無いか確認して下さい。

この黄色のセルに○が表示されていればOKです。もし○が表示されていない場合は、様式1の事業所数と個票の数が一致していません。個票のシート名に誤りが無いかなど確認してください。

金額を比較していずれか低い方の額が入力される。

方、申請の手順 | 申請書 | 申請額一覧 | **個票1** | 個票2 | 職員表 | + | : | ◀

記入例の場合、様式1の事業所数が2か所（生活介護たかさごと就労サポートあおき）であり、個票のシート数も個票1と個票2の2つであり、一致しているので○が表示されています。

同一事業所番号で複数のサービス実施の場合、サービスごとに1枚作成。

様式2 事業実施計画書（手順1、2、3、5）

注 個票シート名の変更を必ず行って下さい。

例) 1事業所の申請→個票1

複数事業所の申請→1つのExcelファイルに集約し、個票●

(●は1からの通し番号)に修正

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書

施設概要									
事業所番号			事業所名称						
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号		担当部署名			
	埼玉県								
提供サービス(プルダウンから選択)			定員	人	職員数	(派遣含む)	人		
事業区分		<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載				
		<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				
口座情報									
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する					本事業は原則、国保連合会のシステムを活用しての交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)				
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない					債権譲渡されていない場合は、左欄に✓を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。				
支出す定額									
1. 障害福祉慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。							申請額①		千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料		千円	(千円未満切捨)	
2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室)									
【感染拡大防止対策やサービス提供の観点から】									
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等						
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)							補助上限額		千円
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等						
工事請負費									
原材料費									
需用費									
役務費									
旅費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業							申請額③		千円
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000円		対象利用者数	人					
計画相談支援	1,500円		対象利用者数	人					
障害児相談支援	2,500円		対象利用者数	人					
4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業							補助上限額	申請額	今回申請分④
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】							千円	千円	千円
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等						
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								

○慰労金の人数は、様式3職員表の情報をもとに自動的に入力されます。
 ○補助上限額は、当該事業所における年度上限額です。複数回申請する場合は、年度合計額が補助上限額を超えないようにして下さい。

○エクセルの欄外右側にある注釈も確認しながらセルに入力して下さい。
 (緑セル：プルダウン 水色セル：直接入力)
 ※橙色セルは自動入力のため、直接入力しないでください。
 (数値等を直接入力するとエラーとなります。)

(注)2-1、2-2及び4.の事業の申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

5. 研修受講の確認(2-1、2-2、3及び4.を申請する場合、必ず確認してください。)

施設・事業所の責任者(管理者、施設長等)が、県の指定する研修を受講した。

(注)県が指定する研修動画を視聴することで、研修を受講したとみなします。

「事業所番号」と、「提供サービス」に入力されていないと、様式3のデータから様式2への自動表示が正しく反映されないで間違えないように入力してください。

【様式2の記入例】（慰労金の場合）

事業所番号		1199000001	事業名称	生活介護たかさご		
所在地	都道府県名	埼玉県	住所	さいたま市浦和区高砂0-0-0		
	連絡先		電話番号			
提供サービス(プルダウンから選択)	生活介護		定員	人		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載	<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載				
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載					
口座情報						
<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する		<input type="checkbox"/> 国保連合会のシステムを活用しての交付を予定している(債権譲渡がある場合等を除く)				
<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない		<input type="checkbox"/> 債権譲渡されていない場合は、左欄に✓を入れて下さい。 <small>※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。</small>				
支出予定額						
1. 障害福祉慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。				申請額①	251 千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	0 人	5万円対象	5 人	振込手数料	1 千円 (千円未満切捨)

慰労金の申請の場合チェックを入れます。

この欄へのチェックは不要です。

様式3で入力したデータに基づき自動表示されます。この欄に数値が入らない場合は、どこかに入力漏れがありますので、ご確認ください。直接数値を入力しないでください。

慰労金の振込みに係る振込手数料の額を申請する場合は直接入力してください。千円未満を切り捨てた額を入力してください。

様式2は事業所ごとに作成し、申請書ファイルの中の別シートで保存します。記入例の場合、「生活介護たかさご」が「個票1」に、「就労サポートあおき」が「個票2」となります。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書					
施設概要					
事業所番号	1199000002	事業名称	就労サポートあおき		
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名
		川口市青木0-0-0		048-830-0000	
提供サービス(プルダウンから選択)	就労継続支援B型		定員	人	職員数(派遣含む)
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載	<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載			
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載	<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			

金額を比較していずれか低い方の額が入力される。

方、申請の手順	申請書	申請額一覧	個票1	個票2	職員表	+	:	◀
---------	-----	-------	-----	-----	-----	---	---	---

様式2のシートの名前は、個票1、個票2、個票3・・・と、通し番号にしてください。

【様式2の記入例】（助成金の場合）

提供サービスを選択し、申請する事業区分にチェック。補助上限額は自動入力されます。

提供サービス(プルダウンから選択)	施設入所支援	定員	50人	職員数 (派遣含む)	40人
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			

2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。) 【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】	補助上限額	申請額	今回申請分②	1,000	千円
	1215	千円	既申請分		千円
			年度合計額	1,000	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬	200,000	
謝金		
会議費		
旅費		
需用費	800,000	
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	1,000,000	

この欄の記入内容で審査を行うので、用途・品目・数量等は必ず具体的な内容を記入してください。

2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)	補助上限額	申請額	今回申請分②	2,950	千円
	3000	千円	既申請分		千円
			年度合計額	2,950	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
工事請負費	950,000	
原材料費		
需用費		
役務費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料	2,000,000	
備品購入費		
合計	2,950,000	

この欄の記入内容で審査を行うので、用途・品目・数量等は必ず具体的な内容を記入してください。

3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業	申請額③		千円
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000	円	対象利用者数
計画相談支援	1,500	円	対象利用者数
障害児相談支援	2,500	円	対象利用者数

4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における 環境整備への助成事業 【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】	補助上限額	申請額	今回申請分④		千円
	0	千円	既申請分		千円
			年度合計額		千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

記入例の場合、提供サービスが「施設入所支援」のため、対象外となる補助事業区分の金額は0円となります。

助成金を申請する場合は、必ず研修動画を視聴し、この欄にチェックを入れてください。

5. 研修受講の確認(2-1.、2-2.、3.及び4.を申請する場合、必ず研修動画を視聴し、この欄にチェックを入れてください。)

施設・事業所の責任者(管理者、施設長等)が、県の指定する研修を受講した。

(注)県が指定する研修動画を視聴することで、研修を受講したとみなします。

様式3 障害福祉慰労金受給職員表（手順1、2、4）

(様式3)障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)																
※ 本表は法人単位でまとめて記載すること。法人一括申請を行わずに事業所ごとに申請する場合も同様の取扱いとします。(本表の記載内容は、同一法人であれば同一となります。)																
氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先			分類			慰労金(万円)	確認事項				支払い実績	
				事業所番号	提供サービス	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算がある場合その施設名		委任状の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者確認用	支払年月日(西暦)	支払金額
1																
2																
3																
4																
5																

○「施設区分」と「対応区分」を選択すると、「慰労金」欄に当該職員に対する慰労金の額が表示されます。

- エクセルの欄上にある注釈も確認しながら色付きセルに入力して下さい。(緑セル：プルダウン 水色セル：直接入力)
- 本表は、法人単位で取りまとめ、法人における全ての慰労金受給者の情報を一覧として下さい。(全国規模の法人の場合は、重複申請が無いことを確認の上で、申請先の都道府県分の受給者一覧でも可)
- 「主たる勤務先」が、当該職員に対する慰労金の支給先となります。
事業所単位で申請する場合も同様です。(同一法人の事業所は、都道府県に提出する本表の内容は共通となります。)
- 慰労金の申請に当たっては、事業所は職員に対し、以下の確認等を行って下さい。(「確認事項」各欄)
- (1) 委任状の取得
 - ・ 慰労金は職員本人に支給するものであり、事業所等が申請するためには、代理受領委任状が必要です。
 - ・ 受給対象となる職員数に応じて概算で申請し、申請後に代理受領委任状を取得することも可能です。(申請段階では本欄が「無」の場合もあります。ただし、実績報告では全ての職員が「有」であることが必要です。)
 - (2) 他法人での慰労金の申請の有無
 - ・ 代理受領委任状が提出されている場合には、「無」として下さい。
 - (3) 業務委託による従事者
 - ・ 該当する従事者がいる場合には、「該当」を選択して下さい。
 - (4) 重複申請者確認
 - ・ 「氏名(漢字、カナ)」「生年月日」が一致する職員がいる場合には、「重複申請者確認用」欄に「可」と表示されません。
 - ・ 重複申請者がいないことを確認し、別人物である場合には、「重複申請者確認用」欄に「可」を直接入力して下さい。
- 慰労金を職員に支給した場合には、支払実績を記入して下さい。(申請段階では空欄で構いません。実績報告では記載が必要です。)

【様式3の記入例】

複数の事業所を兼務している職員については、主たる勤務先で記入した事業所が慰労金の支給先となります。

施設区分と対応区分を選択すると、自動的に慰労金の額が表示されます。また、この合計額が様式2の申請額に反映されます。

(様式3) 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)

※ 本表は法人単位でまとめて記載すること。法人一括申請を行わずに事業所ごとに申請する場合も同様の取扱いとします。(本表の記載内容は、同一法人であれば同一となります。)

	氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先			分類			慰労金(万円)	確認事項			
					事業所番号	提供サービス	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算がある場合その施設名		委任状の有無	他法人での慰労金の申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者確認用
1	上尾太郎	アゲオタロウ	1950年1月1日	上尾市本町1-1-1	1199000001	生活介護	生活介護たかさご	その他の施設	対象期間に10日以上勤務		5	あり	なし		
2	朝霞花子	アサカハナコ	1960年2月2日	朝霞市本町2-1-2	1199000001	生活介護	生活介護たかさご	その他の施設	対象期間に10日以上勤務		5	あり	なし		可
3	春日部次郎	カスカベジロウ	1970年3月3日	春日部市本町3-1-3	1199000001	生活介護	生活介護たかさご	その他の施設	対象期間に10日以上勤務	就労サポートあおき	5	あり	なし	該当	可
4	久喜幸	クキムキ	1980年4月4日	久喜市本町4-1-4	1199000002	生活介護	就労サポートあおき	その他の施設	対象期間に10日以上勤務		5	あり	なし		可
5	坂戸三郎	サカドサブロウ	1990年5月5日	坂戸市本町5-1-5	1199000002	就労継続支援B型	就労サポートあおき	その他の施設	対象期間に10日以上勤務		5	あり	なし		可
6	上尾太郎	アゲオタロウ	1950年1月1日	上尾市本町1-1-1	1199000002	就労継続支援B型	就労サポートあおき	その他の施設	対象期間に10日以上勤務		5	あり	なし		可

慰労金の支給額が20万円となる職員がいる場合は、申請前にコールセンターに連絡してください。

○埼玉県障害福祉慰労金・支援金コールセンター
電話番号 0120-510-442
(受付時間 平日の9時から17時30分)

事業所番号と提供サービスの種類に基づき、様式2の「慰労金の区分・人数」欄に自動的に人数が入ります。

様式3は事業所ごとに作成したものを、法人本部で一つのシートにまとめてください。

直接雇用ではなく、業務委託による従事者の場合は、この欄の「該当」を選択してください。

氏名と生年月日が同一の人がいる場合(記入例では1の職員と6の職員)空欄となります。別人である場合は、この欄に「可」を直接入力してください。

様式 4 (第 5 条関係)

口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

代表者

役職・氏名

埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業費の口座振替の方法により支払われたく請求します。

銀行等または、ゆうちょ銀行のどちらかの口座情報をご記入ください。併せて、記入内容の確認のため、通帳の見開き部分の写しを添付してください。

なお、事業所が複数ある場合でも、県からの振り込みは、1つの口座とさせていただきます。

金融機関名 及び支店名	
	支店
口座の種別	口座 (いずれかに○をつける)
口座番号	
カナ名義	
口座名義	

ゆうちょ銀行	店番
口座番号	
カナ名義	
口座名義	

※ 振込先口座の通帳見開き部分（金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号・口座名義（カナ）が記載されている部分）の写しを添付してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、「記号・番号」ではなく、「店番・口座番号」を記入。その際の、口座番号(7桁)は、「番号」の最後の「1」を削除したものとなります。

代理請求・受領委任状（手順2）

20万円の場合は20万円用の様式を使用してください。

5万円用

様式11-1

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

代理請求・代理受領委任状

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

委任者 住 所 〒

氏 名 印

電話番号 (.....)

私は、下記の事項を確認・承諾し、**法人名・代表者名**を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

- 1 慰労金申請額 金50,000円 記

20万円用の様式は20万円用となっています。金額は変更しないこと。
- 2 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 3 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。

(注意事項)

- この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成して下さい。
- 障害福祉サービス施設・事業所等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3（障害福祉慰労金受給職員表）を作成し、障害福祉サービス施設・事業所等が所在する都道府県知事に提出して下さい。
- この委任状は、都道府県への提出は不要です。**ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は障害福祉サービス施設・事業所等において、適切に保管しなければなりません。

様式 1 1 - 1

5万円用

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
代理請求・代理受領委任状

令和 2年 8月 3日

(宛先)
埼玉県知事

慰労金を受け取る職員本人の氏名、住所、電話番号を記載してください。

慰労金を職員に支払う法人の法人名称と代表者氏名を記載してください。この法人と、県に交付申請する法人が一致している必要があります。

委任者 住 所 〒362-0000
上尾市〇〇町1-2-3
氏 名 彩野 国子
電話番号 048(000)0000

私は、下記の事項を確認・承諾し、**社会福祉法人〇〇会 代表理事 埼玉太郎**を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

記

慰労金を受け取る職員の方が押印してください。

- 1 慰労金申請額 金50,000円
- 2 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 3 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。

(注意事項)

- ・ この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成して下さい。
- ・ 障害福祉サービス施設・事業所等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3（障害福祉慰労金受給職員表）を作成し、障害福祉サービス施設・事業所等が所在する都道府県知事に提出して下さい。
- ・ この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は障害福祉サービス施設・事業所等において、適切に保管しなければなりません。

この委任状は、交付申請の際に県に提出する必要はありません。

1.4 ただし、令和7年度末（令和8年3月末）まで、法人内で保管しておく必要があります。

- ・ 申請書等について、受付開始は、10月1日からです。
- ・ 申請書は初めに、コールセンタへ郵送（簡易書留）してください。
- ・ 次に、Eメールでコールセンターから連絡がありますので、Eメールに申請者データを添付してコールセンターに返信してください。
- ・ 11月以降の申請書等の受付期間は、毎月1日から月末までとなります（最終受付締切は、令和3年1月29日）。
- ・ また、施設等への助成金等の振込は、申請書等の受付の翌月下旬となる予定です。
- ・ なお、施設等の申請は、原則として、各施設等で1回を想定していますが、追加申請が必要な場合には上限額の範囲内で複数回申請することも可能です。

郵便局の窓口で 簡易書留郵便で 郵送すること（ポ ストには投函し ない）	〒211-0044
簡易書留	埼玉県新型コロナウイルス感染症 障害福祉慰労金・支援金コールセンタ 宛
慰労金・支援金 （障害福祉分）申請書在中	新堀ギタービル新城202 神奈川県川崎市中原区新城5-10-6

2.助成金等の交付決定、振込み

2.1 交付決定

- ・ 提出された申請書等について、県が内容を確認します。助成金等の交付決定が行われた場合、県から、施設等に交付決定通知が送付されます。
- ・ 申請書に不備がある場合には、コールセンター又は県が必要に応じ、施設等へ連絡することがあります。

2.2 助成金等の振込み

県から、施設等に振込通知が送付された上で、施設等の口座に助成金等が振り込まれます。

なお、複数の事業所がある場合でも、代表する事業所の口座にまとめて入金いたします。
また、慰労金については、速やかに職員が受け取れるようご配慮をお願いします。

3. 精算手続き・証拠書類の保管

3.1 精算手続き（概算額での申請の場合）

施設等は、助成金の執行や慰労金の職員（派遣労働者や業務委託受託者職員分も含む）への給付が終わったのち、県に対し実績報告書（※）を提出します。なお、支出内容を証明する書類（領収書、振込記録等）は、県から求めがあった場合には速やかに提出することを前提として、法人本部や各事業所において適切に保管することとし、県への提出を要しません。

施設等が、慰労金を職員に振り込む際に必要と見込まれる振込手数料についても申請可能となっているため、慰労金給付後に残額が生じた場合には、県との精算手続きにおいて当該残額を返還することになります。

（※）実績報告書の様式は申請書の国様式について、「交付申請書」を「実績報告書」と、「申請額」、「所要額」及び「補助予定額」を「支払済額」と読み替えて使用する。

3.2 証拠書類の保管

助成金等に係る収入及び支出内容に関する証拠書類は、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管して下さい。（令和7年度末(令和8年3月末)まで）ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、交付要綱の定めるところにより、補助事業実施期間後であっても、財産処分制限期間においては、助成金等の交付の目的に反する使用、転用、譲渡、交換、貸付や、担保に供する処分、廃棄等を行うことはできません。

会計検査等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、助成金等の返還を求められる場合がありますので、不備のないよう証拠書類を保管して下さい。

4. お問い合わせ

電話問い合わせ窓口を以下のとおり、設置しています。

○埼玉県新型コロナウイルス感染症障害福祉慰労金・支援金コールセンター
申請手続きに関する御質問・御連絡は以下コールセンターで対応します。
・電話番号 0120-510-442
(受付時間 平日の9時から17時30分)

5. パンフレット

事業のパンフレットを作成しておりますので、法人内の施設等向けの広報にご活用ください。

パンフレットは厚生労働省のウェブサイトにて PDF ファイルで掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

6. Q & A

問1 1.1(1)に「施設等の申請は、原則として、各施設等で1回を想定していますが、追加申請が必要な場合には上限額の範囲内で複数回申請することも可能です。」とあるので異なる費用であれば複数回申請してもよいのか。

答 全ての補助金を一括で申請することも可能ですが、申請の準備に時間がかかり、申請が遅れることも考えられます。

複数回の申請も可能ですので、各施設等の事情に応じて申請をしてください。

【申請例】

(1) 全て一括で申請する場合の例

10～11月	県コールセンター	←申請	A法人 ・慰労金 ・感染対策徹底支援事業 ・サービス再開支援事業
--------	----------	-----	---

(2) 事業ごとに申請する場合の例

10月	県コールセンター	←申請	B法人 ・慰労金
11月	県コールセンター	←申請	B法人 ・感染対策徹底支援事業
12月	県コールセンター	←申請	B法人 ・サービス再開支援事業

(3) 追加申請する場合の例（慰労金）

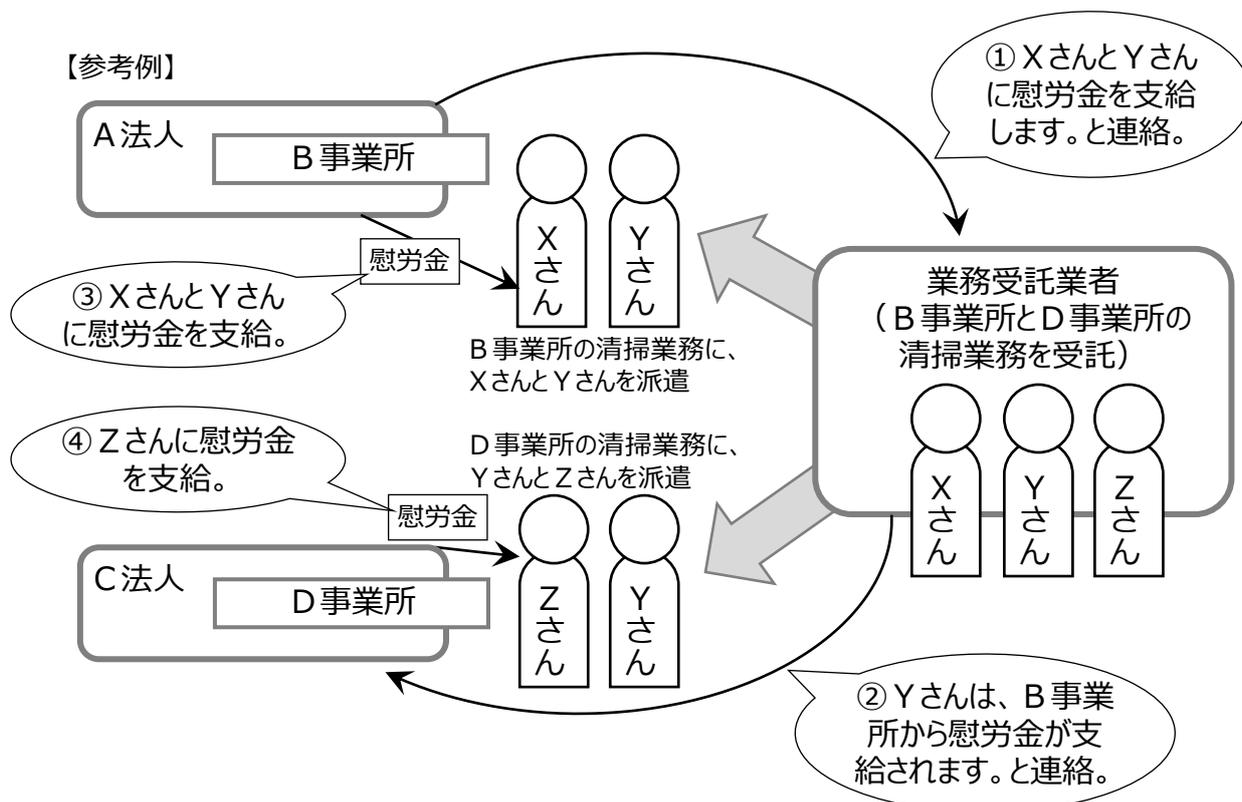
10月	県コールセンター	←申請	C法人 ・慰労金（職員50人分申請）
11月	県コールセンター	←申請	C法人 ・慰労金（申請漏れのあった職員20人分追加申請）

(4) 追加申請する場合の例（感染症対策徹底支援事業）

10月	県コールセンター	←申請	D法人（施設入所支援） ・感染対策徹底支援事業 （申請額 80 万円）
11月	県コールセンター	←申請	D法人（施設入所支援） ・感染対策徹底支援事業 （補助上限額 1,215 万円の範囲 内で追加申請）

問2 厚生労働省作成のQ & Aの26では、業務委託受託者の対象者への慰労金の支給について「施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。」とあるが、どのような調整を行う必要があるのか。

答 施設・事業所から業務受託業者に対し、該当する対象者に慰労金を支給する旨を連絡します。業務受託業者は、当該対象者が他の施設・事業所でも業務を行っている場合は、重複して支給されることが無いよう、該当の施設・事業所に連絡してください。



問3 職員への慰労金については、地域生活支援事業の地域活動支援センターや日中一時支援事業なども対象になるとのこと。

当法人では、障害福祉サービス事業に加え、地域活動支援センターも運営している。

この場合、慰労金について、障害福祉サービス事業所分の申請に併せて地域活動支援センター分も国保連に請求できるのか。

答 可能です。同一法人内で障害福祉サービスの指定事業所と地域生活支援事業の両方を行っている場合は、地域生活支援事業の対象職員について指定事業所が代理請求・受領委任状（様式11-1）の提出を受けた上で指定事業所が作成する障害福祉慰労金受給職員表（様式3）に掲載し申請することが可能です。

なお、障害福祉慰労金受給職員表における「主たる勤務先」欄については、代理受領委任状の提出を受けた指定事業所の事業所番号、提供サービス、名称を入力してください。

また法人本部において、地域生活支援事業の職員について、どの指定事業所分として申請したのか把握し、都道府県から問合せがあった場合は答えられるようにしておいてください。

問4 感染症対策徹底支援事業、個別再開支援助成事業、再開環境整備助成事業については、研修動画の視聴が義務付けられている。

この研修動画は必ず視聴しなければならないのか。

答 この研修動画は、福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策を効果的に実施するために作成したものです。補助金を申請するに当たって、研修動画の視聴が前提となっております。

感染症対策徹底支援事業等の助成事業を効果的に利用するためにも、ぜひ研修動画を視聴の上、感染防止対策を講じていただくようお願いします。

次の URL からアクセスして視聴してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>

申請の際には、様式2事業実施計画書の「5. 研修受講の確認」に、研修受講の有無のチェック欄がありますので、動画を視聴した場合はチェックを入れてください。

問5 当事業所は、障害福祉サービスと介護サービスの指定を受けており、職員も両サービスの事業を兼務している。

この場合、慰労金は、障害の分と介護の分、両方からもらえるのか。

答 できません。

慰労金は1人の職員について、医療分野、介護分野、障害福祉分野のいずれか一つのみ受給できます。

そのため障害と介護の事業を兼務する職員がいる場合は、どちらか一方の慰労金のみ申請してください。

問6 法人の役員も慰労金の対象となるのか。

答 法人の役員も、次の①②に該当していれば慰労金の対象となります。

① 障害福祉施設・事業所に令和2年2月1日から6月30日までの間に、通算して10日以上勤務していたこと。

② 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていたこと。

ただし、理事等の役員は、他の法人の理事を兼職している場合もあるかと思いますので、その際は、重複して申請することのないよう御留意ください。

問7 当事業所は、職員が感染疑いで1週間休業した。慰労金は20万円となるのか。

答 慰労金が20万円となるのは、利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者となった場合のみです。

問 8 慰労金は、給与に合算して職員の口座に振り込んでよいか。

答 慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき非課税所得となるため、給与等とは別に振り込むようにしてください。また慰労金から源泉徴収をしないでください。

問 9 助成事業（サービス提供支援・再開支援）における、多機能型事業所とはなにか。

答 多機能型事業所とは、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援の事業のうち 2 つ以上の事業を一体的に行うことをいう。

問 1 0 同一事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は基準単価の合計額となるのか、いずれか高いほうとなるのか。

答 1 多機能型事業所の場合は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとなる。

答 2 多機能型事業所以外で複数サービスを実施している場合（例：居宅介護・重度訪問介護）は、それぞれのサービスについて基準単価まで申請が可能である。

問 1 1 共生型や、基準該当事業所として、介護と障害の指定を受けている場合、介護の補助金と障害の補助金の両方の申請が可能か。

答 介護か障害のいずれかのサービスに係る基準単価を用いて申請することとなる。